

令和 7 年度

南相馬市屋根置き太陽光発電等導入拡大事業 補助金申請の手引き

- ① 太陽光発電設備（屋根・屋上置き型太陽光、ソーラーカーポート）
- ② 蓄電池設備※太陽光発電設備と同時設置の場合のみ

【受付・問合せ先】

南相馬市 市民生活部 環境政策課 脱炭素社会推進係
〒975-8686
南相馬市原町区本町二丁目 2 7 番地
電 話：0 2 4 4 - 2 4 - 5 2 4 8
F A X：0 2 4 4 - 2 4 - 5 3 4 7
e-mail：kankyoseisaku@city.minamisoma.lg.jp

【受付・問合せ時間】

8 時 3 0 分～1 7 時 1 5 分
※土・日曜日、祝日及びその他閉庁日を除く。

【申請受付期間】

令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 8 年 1 月 30 日（金）まで

※受付期間内であっても、予算枠に達した時点で交付申請を締め切ります。

令和 7 年 4 月

南相馬市 市民生活部 環境政策課 脱炭素社会推進係

目 次

1 補助事業の概要

(1) 事業の趣旨	3
(2) 補助事業名	3
(3) 補助対象となる設備	3
(4) 補助対象となる経費、及び補助単価と補助金の上限	3
(5) 審査について	3
(6) 公募スケジュール	3
(7) 実績報告書の提出期限	3

2 事業の実施

(1) 申請及び実績報告までのフロー	4
(2) 提出書類	5
(3) 申請受付期間	5
(4) 提出方法	5
(5) 受付窓口	5

3 事業要件とその詳細

(1) 補助の対象者	6
(2) 補助対象となる設備の要件	6

4 注意事項及びその他

(1) 取得財産等の処分について	8
(2) 交付決定について	8
(3) 計画変更について	8

5 提出書類

(1) 補助金申請時に必要な書類	9
(2) 補助金申請時に必要な書類の詳細	10
(3) 実績報告書の提出時に必要な書類	12
(4) 実績報告書の提出時に必要な書類の詳細	12
(5) 必要に応じて提出する書類及び詳細	13

5 各種様式の記載例

(1) 交付申請書(様式第1号)	．．．．．	1 4
(2) 事業計画書(様式第2号)	．．．．．	1 5
(3) 収支予算書(様式第3号)	．．．．．	1 6
(4) 暴力団員等でない旨の誓約書(様式第4号)	．．．．．	1 7
(5) 補助金変更・中止承認申請書(様式第6号)	．．．．．	1 8
(6) 実績報告書(様式第8号)	．．．．．	1 9
(7) 収支精算書(様式第9号)	．．．．．	2 0
(8) 補助金交付請求書(様式第10号)	．．．．．	2 1
(9) 補助金財産処分等承認申請書(様式第12号)	．．．．．	2 2

1 補助事業の概要

(1) 事業の趣旨

南相馬市ゼロカーボン推進計画（以下「推進計画」という。）で掲げた 2030 年度温室効果ガス排出量削減目標（基準年度（2013 年度）比 50%削減）の達成に向けて、推進計画の重点施策である市内における自家消費型太陽光発電の普及拡大を図るため、家庭用・事業者用の太陽光発電設備、ソーラーカーポートおよび蓄電池設備に関する補助を実施するもの。

(2) 補助事業名

屋根置き太陽光発電等導入拡大事業（以下「本事業」という。）

(3) 補助対象となる設備

太陽光発電設備（屋根・屋上置き型太陽光、ソーラーカーポート）および蓄電池設備

※蓄電池設備は本事業で導入した太陽光設備の付帯設備である場合のみ対象とする。

（蓄電池のみの単独申請は不可。）

(4) 補助対象となる経費、および補助単価と補助金の上限額

①補助対象経費とは以下のものとする。

- ・太陽光発電設備（屋根・屋上置き型太陽光、ソーラーカーポート）、蓄電池設備に係る設備費および設置工事費

②補助率と補助金の上限額は下表の通りとする。

補助対象	屋根・屋上置き型太陽光	ソーラーカーポート	蓄電池
市民	1 kW あたり 70,000 円 （千円未満切捨て） 上限 10kW まで 最大 700,000 円	ソーラーカーポートの価格 の 1/3 以内の額（千円未満切捨て） 最大 700,000 円	蓄電池の価格（円/kWh）の 1/3 以内の額（千円未満切捨て） 最大 470,000 円
事業者	1 kW あたり 50,000 円 （千円未満切捨て） 上限 50kW まで 最大 2,500,000 円	ソーラーカーポートの価格 の 1/3 以内の額（千円未満切捨て） 最大 2,500,000 円	蓄電池の価格（円/kWh）の 1/3 以内の額（千円未満切捨て） 最大 1,600,000 円

※太陽光については、公称最大出力の合計値またはパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値に、補助単価を乗算して算出する。

(5) 審査について

- ・期間内に到着した順に審査を行い、申請書類の到着日から 1 カ月程度を目途に交付決定を行う。
（申請書類に不備・不足がある場合はこの限りではない）
- ・公募期間中であっても申請件数が予算額に達した時点で公募を終了とする。

(6) 公募スケジュール

令和 7 年 4 月 1 日（火）～令和 8 年 1 月 30 日（金）

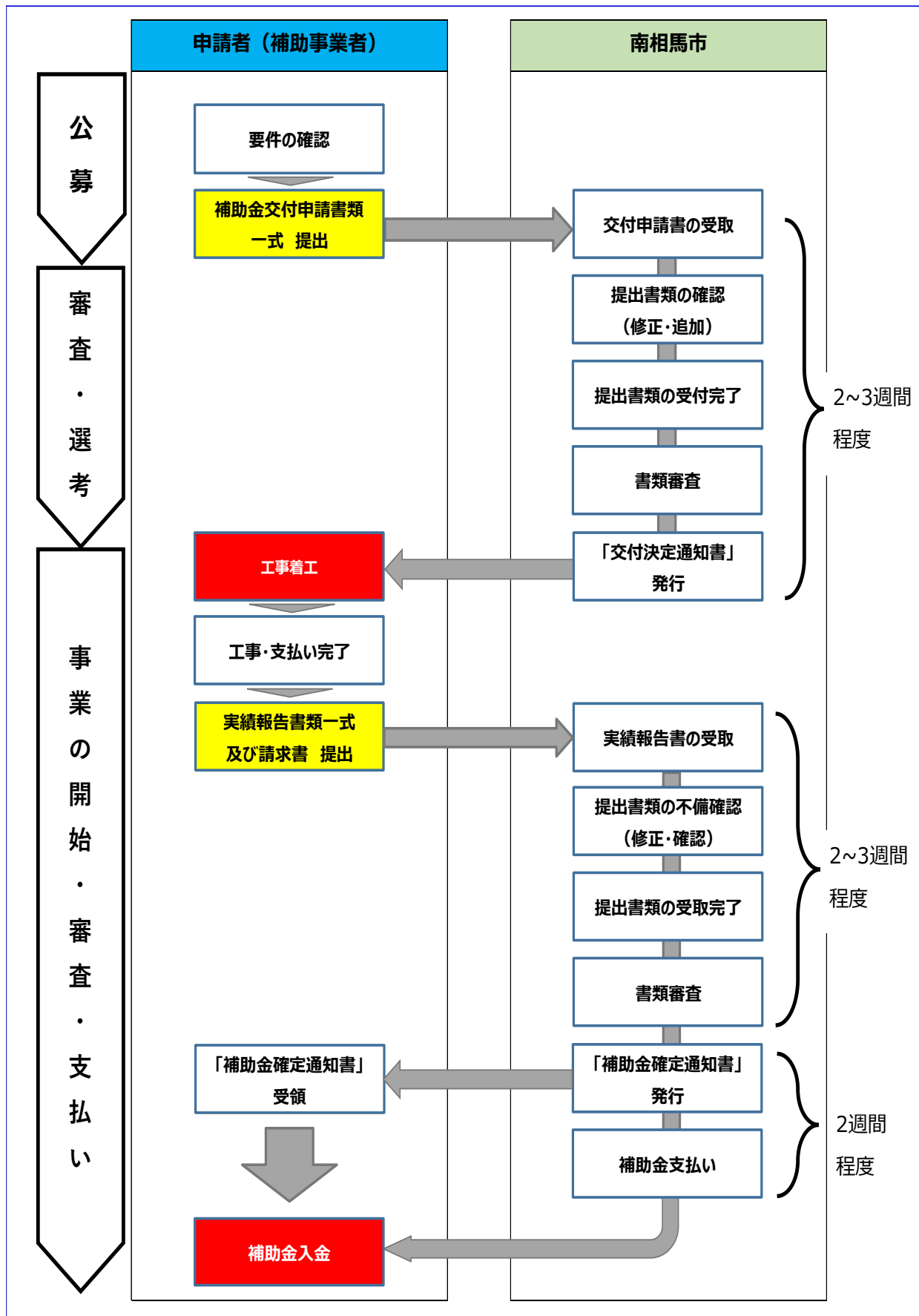
(7) 実績報告書の提出期限

事業の完了の日から起算して 1 カ月以内。

または交付決定の日が属する年度の 3 月 19 日のいずれか早い日

2 申請方法

(1) 申請及び実績報告までのフロー



(2) 提出書類

提出書類については9ページ「5 提出書類」を参照すること。

(3) 申請受付期間

令和7年4月1日(火)から令和8年1月30日(金)まで

※交付期間内であっても、予算枠に達した時点で交付申請を締め切ります。

※月曜日から金曜日の8時30分から17時15分まで

(土・日曜日、祝日およびその他閉庁日は受付いたしません。)

(4) 提出方法

①持参する場合

申請書類一式を環境政策課脱炭素社会推進係(南相馬市役所西庁舎1階)まで直接ご持参ください。

②郵送する場合

申請書類一式を下記の住所まで送付ください。

郵送先：〒975-8686 南相馬市原町区本町2丁目27番地

南相馬市環境政策課脱炭素社会推進係 宛

※必ず申請時提出書類チェックリストを添付してください。

※不備のある書類は受付できません。(原則返送となります)

(5) 受付窓口

○南相馬市 市民生活部 環境政策課 脱炭素社会推進係

南相馬市原町区本町二丁目27番地 南相馬市役所西庁舎1階

電 話：0244-24-5248

FAX：0244-24-5347

3 事業要件とその詳細

(1) 補助の対象者

- ・市内に住民票がある市民
- ・市内に事業所等を有する民間事業者
- ・市民・市内事業者に対して PPA 方式により電気を供給する PPA 事業者、またはリース契約により太陽光発電設備を提供するリース事業者

(2) 補助対象となる設備の要件

①太陽光発電設備（屋根・屋上置き型太陽光、ソーラーカーポート）・蓄電池設備共通

- ・市税等を滞納していない方
- ・南相馬市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等でない方
- ・市民または市内事業者においては、過去に同一の補助対象機器に係る市補助金を受けていない方

②太陽光発電設備（屋根・屋上置き型太陽光、ソーラーカーポート）

- ・市民自らが居住または居住を予定する住宅、または市内事業者が所有し、かつ、自らの事業所等として使用している建物に設置されること。
- ・市内の建物の屋根または屋上に設置されるものであること。
- ・再エネ特措法に基づく固定価格買取制度（FIT）または FIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと。
- ・電気事業法に定める接続供給を行わないものであること。
- ・当該太陽光発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の一定の割合（家庭用：30%、業務用：50%）以上とすること。
- ・再エネ特措法に基づく「事業計画ガイドライン（太陽光発電）」に定める遵守事項に準拠して実施すること。
- ・太陽光発電設備の発電電力等の計測機能を備えること。
- ・他の法令または予算制度の基づき、国の負担または補助を得て実施する事業でないこと。
- ・地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別紙2の2（ア）に定める交付要件を満たすこと。
- ・法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。

【PPA 方式の場合】

- ・PPA 事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分が市民又は市内事業者から支払われるサービス料金から控除されるものであること。
- ・サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。

【リース契約の場合】

- ・リース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金相当分が市民または市内事業者から支払われるリース料金から控除されるものであること。
- ・リース料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明

できる書類を具備すること。

- ・リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。

【ソーラーカーポートを導入する場合】

- ・補助対象となる設備は環境省「二酸化他炭素排出抑制対策事業費等補助（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業実施要領（令和 2 年 4 月 1 日付け環地温発第 20040145 号）新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業【ソーラーカーポート事業】）」を参考にすること。

③蓄電池設備

- ・当該補助金により導入した太陽光発電設備の附属設備であること。
- ・原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。
- ・停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
- ・下記の価格以下の蓄電システムであること。
 - ア 家庭用（4,800Ah・セル相当の kWh 未満のもの）
 - 14. 1 万円/kWh（工事費込み・税抜き）
 - イ 業務用（4,800Ah・セル相当の kWh 以上のもの）
 - 16. 0 万円/kWh（工事費込み・税抜き）
- ・家庭用蓄電池（4,800Ah・セル相当の kWh 未満のもの）は、国実施要領別紙 2 の 2 ア（イ）で定める蓄電池パッケージ、性能表示基準、蓄電池部安全基準、蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）、震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）、保証期間を全て満たすこと。
- ・業務用蓄電池（4,800Ah・セル相当の kWh 以上のもの）は、相馬地方広域市町村圏組合火災予防条例（昭和 47 年相広圏条例第 2 号）で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。
- ・地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別紙 2 の 2（イ）に定める交付要件を満たすこと。

【PPA 方式の場合】

- ・PPA 事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分が市民又は市内事業者から支払われるサービス料金から控除されるものであること。
- ・サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。

【リース契約の場合】

- ・リース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金相当分が市民または市内事業者から支払われるリース料金から控除されるものであること。
- ・リース料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。
- ・リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。

4 注意事項およびその他

（１）取得財産等の処分について

- ①補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- ②補助事業者は、取得財産等を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（破棄を含む）を行ってはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過した場合は、この限りでない。
- ③補助事業者は、前項①および②に規定する市長の承認を受けようとするときは、あらかじめ「屋根置き太陽光発電等導入拡大事業補助金財産処分等承認申請書」（様式第12号）を提出し、その承認を受けること。

（２）交付決定について

補助金の交付決定を受けた補助申請者が提出した書類に偽りその他不正があったと認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、交付した金額の返還を求める場合がある。

（３）計画変更について

補助事業者は補助金交付申請書の内容を変更するとき又は中止するときは、速やかに補助金変更・中止承認申請書（様式第6号）を提出すること。

5 提出書類

(1) 補助金申請時に必要な書類

補助金の申請をされる場合は、下記の書類をご提出ください。

※南相馬市ホームページで公表している様式以外での申請は認めません。

【申請時提出書類】

○：全員提出 △：該当者のみ提出

NO	書類名	様式	該当者
①	屋根置き太陽光発電等導入拡大事業補助金交付申請書	様式第1号	○
②	事業計画書	様式第2号	○
③	収支予算書	様式第3号	○
④	暴力団員等でない旨の誓約書	様式第4号	○
⑤	設置予定の建物位置図	任意様式	○
⑥	見積書の写し (なお、見積書については原則2社以上から取得し価格を比較すること。ただし、特定の事業者でしか対応ができない旨の理由書を提出する場合は、この限りではない)	任意様式	○
⑦	設置機器のカタログ等の写し	任意様式	○
⑧	設備容量等が分かる書類	任意様式	○
⑨	住民本人を確認できる書類の写し【住宅設置の場合】	任意様式	△
	商業・法人登記に係る現在事項(又は履歴事項)全部証明書の写し 【法人事業所等設置の場合】	任意様式	△
	市内に事業所等を有することが分かる書類 【個人事業者の事務所設置の場合】	任意様式	△
⑩	PPA(リース)事業者の商業・法人登記に係る現在事項(又は履歴事項)証明書の写し 【PPA方式またはリース契約の場合】	任意様式	△
⑪	市税の完納証明書	任意様式	○
⑫	その他市長が必要と認める書類	任意様式	△

（２）補助金申請時に必要な書類の詳細

①交付申請書（様式第 1 号）

- ・市が指定する交付申請書に記入すること。

②事業計画書（様式第 2 号）

- ・市が指定する事業計画書に記入すること。

③収支予算書（様式第 3 号）

- ・市が指定する収支予算書に記入すること。

④暴力団員等でない旨の誓約書（様式第 4 号）

- ・申請者自身が署名すること。

⑤設置予定の建物位置図（任意様式）

- ・地図に設置対象住宅の場所が記されているもの。

⑥見積書の写し（任意様式）

- ・見積書の宛名が申請者と同一名であること。
- ・見積書には費用・費目の詳細を記し、補助対象経費であることが分かるように、備考欄等にその旨（「補助対象」等）を記入するか、費用・費目にマーク等を記すこと。

また、見積書については原則 2 社以上から取得し価格を比較すること。ただし、特定の事業者でしか対応ができない旨の理由書を提出する場合は、この限りではない。

なお、理由書の様式は任意様式とする。

⑦設置機器のカatalog等の写し（任意様式）

- ・太陽光パネル・パワーコンディショナー・蓄電池等のメーカー名、型式名、公称最大出力・定格出力・蓄電容量等が分かるカatalog、または仕様書等の写し。

⑧設備容量等が分かる書類（任意様式）

- ・太陽光発電設備については、屋根にどのような出力のパネルが何枚載るか記載されている工事用図面、出力対比表を添付すること。

⑨住民本人を確認できる書類の写し【住宅設置の場合】

- ・3 カ月以内に発行された住民票など。

⑩商業・法人登記に係る現在事項（または履歴事項）全部証明書の写し【法人事業所等設置の場合】

- ・3 カ月以内に発行された現在事項（または履歴事項）証明書の写し。

⑪市内に事業所等を有することが分かる書類【個人事業者の事務所設置の場合】

- ・事業許可証、開業届、不動産契約書、工事契約書などの写し。

⑫PPA（リース）事業者の商業・法人登記に係る現在事項（または履歴事項）証明書の写し【PPA 方式またはリース契約の場合】

- ・ 3 カ月以内に発行された現在事項（または履歴事項）証明書の写し。

⑬市税の完納証明書（市税等の滞納がない証明書）

- ・ 直近のもの（発行後 3 カ月以内のもの）。
- ・ 市民課の窓口で発行しております。

※納税証明書ではありませんので、ご注意ください。

⑭その他市長が必要と認める書類（任意様式）

- ・ 必要に応じて、適宜対応すること。

（３）実績報告書の提出時に必要な書類

実績報告時には下記の提出書類をご提出ください。

※南相馬市ホームページで公表している様式以外での申請は認めません。

【実績報告時提出書類】

○：全員提出 △：該当者のみ提出

NO	書類名	様式	該当者
①	屋根置き太陽光発電等導入拡大事業補助金実績報告書	様式第 8 号	○
②	収支精算書	様式第 9 号	○
③	領収書の写しおよび領収書内訳書の写し	任意書式	○
④	契約書の写し	任意書式	○
⑤	機器設置前及び設置後の写真	任意書式	○
⑥	設置機器の保証書の写し	任意書式	○
⑦	補助金交付請求書	様式 10 号	○
⑧	その他市長が必要と認める資料	任意書式	△

（４）実績報告書の提出時に必要な書類の詳細

①実績報告書（様式第 8 号）

- ・市が指定する報告書に記入すること。
- ・提出に当たっては、「事業番号」（交付決定通知書に記載）を必ず入力してください。
- ・事業完了の日から起算して 1 カ月以内又は交付決定の日が属する年度の 3 月 19 日のいずれか早い日までに提出すること。

②収支精算書（様式第 9 号）

- ・市が指定する収支精算書に記入すること。
- ・申請時に提出した収支予算書（様式第 3 号）と整合性がとれること。

③領収書の写し及び領収書内訳書の写し（任意様式）

- ・申請者の氏名、領収日、発行者名の記載があるもの。
- ・領収書の金額が、申請時に提出した収支予算書（様式第3号）の「設置費用」の金額と一致すること。

④契約書の写し（任意様式）

- ・申請者の氏名、住所、改修工事場所、押印、契約日等を確認できること。
- ・申請者名義の契約であること。

⑤機器設置前及び設置後の写真（任意様式）

- ・カラー写真で設備の設置前後が鮮明にわかるもの。

※設置前の写真は撮り直しできないため、鮮明に撮影されているか十分確認すること。

⑥設置機器の保証書の写し（任意様式）

- ・メーカーの発行する機器の保証書の写し。

⑦補助金交付請求書（様式第10号）

- ・実績報告書に併せて提出すること。

⑧その他市長が必要と認める書類

- ・必要に応じて、適宜対応すること。

（５）必要に応じて提出する書類及び詳細

①補助金変更・中止承認申請書（様式第6号）

- ・補助金申請内容に変更（中止）が生じた場合提出すること。
- ・導入設備および金額に変更が生じた場合は、事業計画書（様式第2号）、収支予算書（様式第3号）、申請時に提出した見積書の写し、設置機器のカatalog等の写し、設備容量等が分かる書類などの修正版を提出すること。

②補助金財産処分等承認申請書（様式第12号）

- ・耐用年数の期間内に取得財産等の処分をするときは、あらかじめ申請書を提出し、その承認を受けること。

6 各種様式の記載例

(1) 交付申請書

様式第1号（第5条関係）

南相馬市長

提出日を記載してください。

令和〇年〇月〇日

申請者住所 南相馬市原町区〇〇丁目〇番地

申請者氏名 南相馬 太郎

（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

法人担当者

屋根置き太陽光発電等導入拡大事業補助金交付申請書

南相馬市屋根置き太陽光発電等導入拡大事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

様式2号(2)、(3)の設置費用の合計金額と同額を記載してください。

1 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

補助事業に要する経費 4,458,000 円

補助金交付申請額 1,170,000 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 暴力団等でない旨の誓約書（様式第4号）
- (4) 設置予定の建物位置図
- (5) 見積書の写し及び設置機器のカタログ等の写し
- (6) 設備容量等が分かる書類
- (7) 住宅設置の場合は、住民本人を確認できる書類の写し
- (8) 事業所等設置の場合は、法人は商業・法人登記に係る現在事項（又は履歴事項）
証明書の写し、個人事業主にあっては市内に事業所を有することが分かる書類
- (9) PPA方式（又はリース契約）の場合は、PPA事業者（又はリース事業者）の
商業・法人登記に係る現在事項（又は履歴事項）証明書の写し
- (10) 市税の完納証明書（市税等の滞納がない証明書）
- (11) その他市長が必要と認める書類

様式2号(4)の補助金合計額の計と同額を記載してください。

(2) 事業計画書

様式第2号（第5条関係）

事業計画書

(1) 設置場所、建物区分、 工事日等	①所在地：南相馬市〇〇区〇〇丁目〇番地
	②建物区分： ☒ 住宅用 ☐ 事業所等
	③設置区分： ☒ 自己所有 ☐ P P A方式 ☐ リース契約
	④工事着手予定日：令和〇年〇月〇日
	⑤工事完了予定日：令和〇年〇月〇日
(2) 太陽光発電設備	①設備区分： ☒ 屋根置き、屋上置き型太陽光発電設備 ☐ ソーラーカーポート
	②メーカー名：〇〇〇〇
	③設置費用：1,558,000 円(税抜き) ※太陽光モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、パワーコンディショナー、交流側開閉器、工事費用等を含めて記載すること。 ※ハイブリッド蓄電池の場合、蓄電池以外の電力変換に寄与する部分は太陽光発電設備に係る経費へ、蓄電池の電力変換に寄与する部分は蓄電池設備に係る経費へ按分し費用計上すること。
	④太陽電池出力：12 kW（小数点以下切捨） ※太陽電池出力は、太陽電池モジュールのJ I Sなどに基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い方の数値
	⑤補助単価： ☒ 住宅用 70,000 円/k W ☐ 事業所等 50,000 円/k W ※①の設備区分で、屋根置き、屋上置き型太陽光発電設備にチェックをつけた場合、補助単価にもチェックをつけること。
	⑥補助金額：700,000 円（千円未満切捨） ※①の設備区分で、屋根置き、屋上置き型太陽光発電設備にチェックをつけた場合、④太陽電池出力に⑤補助単価を乗じて算出する。 ソーラーカーポートにチェックをつけた場合、③設置費用に3分の1を乗じた額で算出する。 なお、設備区分に関わらず、住宅用 700,000 円、事業所等 2,500,000 円を上限額とする。
(3) 蓄電池設備	①メーカー名：〇〇〇〇
	②機器型番：〇〇-〇〇〇〇
	③設置費用：2,900,000 円(税抜き) ※工事費用を含めて記載すること。
	④蓄電容量：12.8 kW h（小数点第2位以下切捨） ※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。
	補助金額：470,000 円（千円未満切捨）
	③設置費用に補助率1/3を乗じて算出し、住宅用 470,000 円、事業所等 1,600,000 円を上限額とする。
(4) 補助金合計額	太陽光発電設備補助金額（再掲）700,000 円
	蓄電池設備補助金額（再掲）470,000 円
	計 1,170,000 円

同じ金額を記載
してください。

同じ金額を記載
してください。

(3) 収支予算書

様式第3号（第5条関係）

収支予算書

様式1号の補助金交付申請額、および様式2号の補助金合計額の計と同額を記載してください。

1 収入の部

区分	予算額	摘要
市補助金	1, 170, 000円	
自己資金	3, 287, 000円	
合計	4, 458, 000円	

収入の部の合計金額から、補助金額の合計額差し引いた金額を記入してください。

※上記金額はすべて円単位とし、消費税は含まないこと

※国・県補助金を申請中の場合は、その申請額を記載の上摘要欄にその旨記載すること。

2 支出の部

区分	予算額	摘要
設置費用	4, 458, 000円	
合計	4, 458, 000円	

同じ金額を記載してください。

※上記金額はすべて円単位とし、消費税は含まないこと。

(4) 暴力団員等でない旨の誓約書

様式第4号（第5条関係）

暴力団員等でない旨の誓約書

私は、南相馬市暴力団排除条例（平成24年南相馬市条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等でないことを誓約します。

令和○年○月○日

提出日を記載してください。

南相馬市長

住 所 南相馬市原町区○○丁目○番地
申請者 氏 名 南相馬 太郎
電話番号 ○○○-○○○○-○○○○

市民にあっては、本人の氏名、法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

(5) 補助金変更・中止承認申請書

様式第6号（第7条関係）

南相馬市長

提出日を記載してください。

令和○年○月○日

補助金交付決定通知後に、補助金交付申請書(様式第1号)に記載されている内容に変更または中止が生じた場合は、速やかに本申請書を提出してください。

申請者住所 南相馬市原町区○○丁目○番地

申請者氏名 南相馬 太郎

(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ○○○-○○○○-○○○○

法人担当者

屋根置き太陽光発電等導入拡大事業補助金変更・中止承認申請書

南相馬市屋根置き太陽光発電等導入拡大事業補助金交付要綱
容の変更・中止したいので、承認されたく申請します。

補助金交付決定通知書(様式第5号)
に記載されている交付決定年月日及び
番号を記載してください。

補助金の交付決定 年月日及び番号	令和○年○月○日付け南相馬市指令環政第○○○号
変更・中止の内容	交付決定後に申請内容が変更・中止となった 場合、変更・中止の内容を記載してください。
変更・中止の理由	変更・中止となった理由を具体的に記載してください。

(6) 実績報告書

様式第8号（第10条関係）

南相馬市長

提出日を記載してください。

令和○年○月○日

補助金交付決定通知書(様式第5号)
に記載されている交付決定年月日及
び番号を記載してください。

申請者住所 南相馬市原町区○○丁目○番地

申請者氏名 南相馬 太郎

(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ○○○-○○○○-○○○○

法人担当者

屋根置き太陽光発電等導入拡大事業補助金実績報告書

令和○年○月○日付け南相馬市指令環政第○○○号で交付決定の南相馬市屋根置き太陽光発電等導入拡大事業を完了したので、南相馬市屋根置き太陽光発電等導入拡大事業補助金交付要綱第10条の規定により報告します。

添付資料

- (1) 収支精算書（様式第8号）
- (2) 領収書の写し及び契約書の写し
- (3) 機器設置前及び機器設置後の写真
- (4) 設置機器の保証書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(7) 収支精算書

様式第9号（第10条関係）

収支精算書

様式5号の交付決定通知書の交付決定額と同額を記載してください。

1 収入の部

区分	予算額	摘要
市補助金	1, 170, 000円	
自己資金	3, 287, 000円	
合計	4, 458, 000円	

収入の部の合計金額から、補助金額の合計額を差し引いた金額を記入してください。

※上記金額はすべて円単位とし、消費税は含まないこと。

※国・県補助金を申請中の場合は、その申請額を記載の上摘要欄にその旨記載すること。

2 支出の部

区分	予算額	摘要
設置費用	4, 458, 000円	
合計	4, 458, 000円	

同じ金額を記載してください。

※上記金額はすべて円単位とし、消費税は含まないこと。

(8) 補助金交付請求書

様式第10号(第11条関係)

南相馬市長

提出日を記載してください。

令和○年○月○日

市民にあっては、申請者ご本人の押印、法人にあっては代表者印の押印をしてください。

申請者住所 南相馬市原町区○○丁目○番地

申請者氏名 南相馬 太郎 印

(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ○○○-○○○○-○○○○

法人担当者

屋根置き太陽光発電等導入拡大事業補助金交付請求書

令和○年○月○日付け南相馬市指令環政第○○○で交付決定のあった南相馬市屋根置き太陽光発電等導入拡大事業補助金交付請求書について、南相馬市屋根置き太陽光発電等導入拡大事業補助金交付

様式5号の交付決定通知書の交付決定額と同額を記載してください。

記のとおりに請求します。

補助金交付決定通知書(様式第5号)に記載されている交付決定年月日及び番号を記載してください。

記

請求金額	1,170,000 円
------	-------------

振込先

補助金振込先	金融機関	〇〇銀行			支店名		〇〇支店	
	預金種別	普通・当座						
	口座番号 (右詰め)	0	1	2	3	4	5	6
	フリガナ 口座名義人	ミナミソウマシ タロウ						
添付書類	振込先の通帳の写しなど金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人の分かる書類を添付すること。							

- ・口座名義は必ず補助事業者本人の口座を入力してください
- ・入力前に金融機関の統廃合等による名称変更を確認してください。
- ・振込銀行名、支店名は略さず正式名称で入力してください。

(9) 補助金財産処分等承認申請書

様式第12号(第15条関係)

南相馬市長

提出日を記載してください。

令和○年○月○日

申請者住所 南相馬市原町区○○丁目○番地

申請者氏名 南相馬 太郎

(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ○○○-○○○○-○○○○

法人担当者

屋根置き太陽光発電等導入拡大事業補助金財産処分等承認申請書

南相馬市屋根置き太陽光発電等導入拡大事業補助金で設置しました補助対象機器について、処分したいので、南相馬市屋根置き太陽光発電等導入拡大事業補助金交付要綱第15条第3項の規定により財産処分等承認申請書を提出します。

記

「交付決定通知書」に記載のある交付決定日及び交付番号を記載してください。

1 交付年度 令和○年度

2 補助金の交付決定年月日及び番号

令和○年○月○日 南相馬市指令環政第○○号

3 交付決定補助額 1,170,000 円

4 補助対象機器 太陽光発電設備・蓄電池設備

5 処分の時期 令和○年 ○月

6 処分の理由 ○○のため

交付決定額と同額を記載してください。

補助対象設備をすべて記載してください。

処分の時期を記載してください。

処分の理由を具体的に記載してください。